

## 自民党新潟県議が

### 「所得税法第56条廃止に賛同します」と表明！！

新商連婦人部協議会（新潟県婦協）は、3月20日、県婦協幹事会を開催し、「所得税法第56条廃止をめざす運動で、新潟県議会議員4人から賛同を得たこと、農協女性協も賛同していること、国連女性差別撤廃委員会で政府に『勧告』が出されたことなどの運動の前進を力に、全県の民商婦人部で地元から選出されている県議に申入れ行動を行おう」と決めました。

県婦協第35回総会方針でも要求運動の重点として強調されています。

幹事会の提起をうけ、新潟民商と三条民商で行動を具体化しました。すべての民商婦人部は、幹事会決議の実践に足を踏み出しましょう！

## 三条民商

### 自民・民進の2人の新潟県議から「56条廃止」の賛同勝ち取る！ 民進党議員は商工新聞購読も！



三条民商婦人部は、3月20日の県婦協幹事会の討議・決議をうけ、すぐに行動を具体化しました。三条民商婦人部が担当する県議会議員は、佐藤卓之議員（自民）と金谷国彦議員（自民）、藤田博史（民進）の3人です。

初めに懇談の申し入れ書・請願書・パンフレットと、国連女性差別撤廃委員会で日本政府に「所得税法の見直しを求める」勧告が出されたことが掲載された3月28日号商工新聞記事を3人の議員の自宅へ郵送しました。2人の議員から「懇談しましょう」と返事が

ありました。

藤田議員からは「連絡いただいた件について懇談します。民商の事務所に行きます」と返答があり、14日、民商事務所で懇談しました。飛田野部長、矢代役員、枅沢事務局が参加、地域でつながりのあった小林民商副会長も同席しました。藤田議員は「（私の）税理士という仕事柄、所得税法第56条の問題はよく理解しています。明治時代の家父長制度そのもので今の（家族経営の）状況にそぐわない。（廃止に）賛同します。同じ会派のみなさんにも理解してもらえるよう努力します」と語りました。飛田野部長は賛同に感謝し、「この商工新聞には全国の中小業者をめぐる情勢や役立つ制度などが載っています。ぜひ購読を」と呼びかけると、ふたつ返事で購読を約束しました。

また、佐藤卓之議員も、（藤田議員が民商事務所で懇談したことを聞き）「私も懇談します」と返事。18日の懇談には飛田野部長と枅沢事務局が参加しました。佐藤議員は「時代遅れの内容だ。国会でも前向きな答弁をしているように、個人的には請願に賛同します」と応えました。

この懇談を通して飛田野部長は「（知らない人が行ってもダメね）地元の業者が自らの言葉で地元の議員に申入れをすることが大事。道理ある主張は無視できない。今回の自民党議員との懇談の実績が、他の地域の自民党議員との懇談に結びついたら嬉しい」と喜びいっぱい語りました。

### すべての民商婦人部が、「担当地域の県議への申入れ行動」に取り組もう！

#### 〈3月20日県婦協幹事会行動提起〉

- ①新潟県議会は、だれでも「紹介議員」になれるため、委員会メンバーに限らず、すべての議員へ賛同をよびかける。
- ②請願は6月議会へ提出予定。できる限り4月中に懇談をもつ。
- ③懇談する議員は、選出選挙区別に各民商婦人部で分ける。（幹事会資料参照）  
担当民商は、3月中に担当するすべての議員に懇談を要請する。
- ④懇談日が確定次第、県婦協に連絡を。県婦協三役も可能な限り出席する。  
「56条の問題点」を深く理解してもらい、賛同が得られたら紹介議員をお願いする。